

会議記録

会議名称		第12期（令和4・5年度）第2回杉並区男女共同参画推進区民懇談会
日時		令和4年11月4日（金） 午後6時30分～8時30分
会場		杉並区役所 第4会議室
出席者	委員	11名 村松委員、高畑委員、有馬委員、半田委員、秋谷委員、室委員、森川委員、近藤委員、三浦委員、久水委員、森田委員 ※欠席者3名
	事務局	7名 区民生活部長、男女共同参画担当課長、男女共同・犯罪被害者支援係長、担当者4名
傍聴者		0名
配布資料		資料1 杉並区男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書（令和3年度実績）（案） 資料2 「（仮称）杉並区パートナーシップ制度」のあらまし（たたき台） 資料3 杉並区基本構想抜粋（福祉・地域共生分野の将来像等） 参考資料1 都内自治体のパートナーシップ制度一覧 参考資料2 東京都パートナーシップ宣誓制度 参考資料3 杉並区立男女平等推進センター情報誌 ゆう Can 別紙 第12期（令和4・5年度）杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員名簿
会議次第		1 開会 2 新委員紹介 3 議題 （1）男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書（令和3年度実績）（案）について （2）パートナーシップ制度（素案）について 4 連絡事項等 5 閉会
<p>会議要旨</p> <p>1 開会</p> <p>○事務局 男女共同参画推進区民懇談会（以下「区民懇談会」）を公開とすること、会議録を作成し区公式ホームページで公開するため録音することについて、男女共同参画担当課長から説明。</p> <p>委員自己紹介</p> <p>○委員 前回懇談会に欠席し、今回出席された委員から、所属団体や活動していることなどについて自己紹介。</p> <p>2 新委員紹介</p> <p>○事務局 所属団体の人事異動により、令和4年7月1日付けで新たに就任した委員1名から自己紹介。</p> <p>司会の選出</p> <p>○事務局 区民懇談会運営要綱第4条2項「懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適したものを選出する」との規定に基づき、学識経験者選出の有馬委員に進行を依頼することとし、各委員が了承。</p> <p>3 議題（1）男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書（令和3年度実績）（案）について</p> <p>○事務局 進捗状況調査について、男女共同参画担当課長から説明。</p> <p>○進行役 ただ今の説明について、ご質問・ご意見をお願いします。</p>		

- 委員 事業15の「女性の再就職支援の推進」の評価理由に「43名中42名がよく理解できた」と実施事業の満足度の記載があり、大変分かりやすいです。一方、事業27の「地域人材の育成」の評価理由に「実践コース講座修了者の地域活動へ参加率は90%近くに及んだ」とあるが、参加率の推移がわかりません。事業28の「成人学習支援」の評価指標に「すぎなみ大人塾のコース数」とあるが、当該事業は人気が高くすぐ定員に達していると承知しており、高い評価をしても良いと思います。
- 事業3②ファミリー・サポート・センター事業の評価指標が「協力会員と利用会員の合計値」であるが、当該事業は需要と供給にギャップが生じており、それぞれの会員数がわからないと実態が見えません。次期計画の評価では、会員数の内訳を記載するなどの改善をお願いしたいと思います。
- また、各種の相談事業について、「相談の支援を受けてみてどうだったか」等利用者の声を聴くことは難しいと思いますが、「相談件数」のような数値だけではなく、相談の内容について満足度がわかる評価理由の記載があると良いと考えます。
- 進行役 目標ごとにご意見を伺うこととします。目標Ⅰ「ワーク・ライフ・バランスと実現の仕組みづくり」でご意見はありますか。
- なお、ファミリー・サポート・センター事業については、会員数の内訳のほか、協力会員、利用会員双方の意見を示すことも有効と思います。
- 事務局 ファミリー・サポート・センター事業については、第1回懇談会でも同様のご意見をいただいております。所管と調整していきます。
- 委員 ファミリー・サポート・センター事業では、新型コロナウイルスの影響により、預ける側も預かる側も大変なことが多かったと思うので、そうした点についての記載があると良いのではないのでしょうか
- 進行役 事業2②訪問育児サポーター事業について、新型コロナウイルスの影響で利用者が減少していることに不安を感じています。育児中の母親とコンタクトをとることは、産後鬱予防のためにも重要であり、オンラインで相談受付を行うなど、対面でなくとも相談できる環境を整える必要があると思います。
- 事務局 所管課では、子育て支援事業のオンライン対応を適宜進めていると承知しており、今後も適切な対応を図るようご意見を共有していきます。
- 委員 事業11ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施について、新型コロナウイルスの影響により、参加者数が伸び悩んだものと思います。労働相談情報センターではWebセミナーを導入し、申込に対しての参加率は高くなっているため、そのような工夫をして、多くの方に利用していただくと良いと思います。
- 事務局 多くの方にご参加いただくため、ウェブの活用等も検討していきます。
- 委員 事業5保育施設等の整備について、杉並区は待機児童ゼロを継続していると認識していますが、先日生後8か月の赤ちゃんを持つ母親から、認可保育所に入所できなかったとのお話を伺ったが、待機児童ゼロの定義はどうなっていますか。
- 事務局 待機児童数は、国の定義を基に、毎年4月1日を基準日としています。区としては、すべての希望する子どもが認可保育所に入所できる環境を整備することを目指しているのです。今回の意見は所管課とも共有し、今後の取組に生かしていきたいと思っております。
- 進行役 次に、目標Ⅱ「あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり」についてのご意見をお願いします。
- 委員 事業26のNPO等の支援活動支援について、女性のNPO団体での活動が活発であると感じているので、NPO団体の女性会員数などの統計を取ると良いと思います。
- 委員 事業23の地域防災における男女共同参画の推進について、「マニュアル未完成の震災救援所のすべてが作成に着手している」との記載がありますが、地震等災害が頻繁に発生している現在、完成していなければならないものだと思います。また、事業24の防災会議における男女共同参画の推進について、女性の意見が歓迎されない現状をよく耳にしています。実績が11.8%で評価理由に「可能な限り女性を登用することができた。」と記載がありますが、杉並区の人口の約半分が女性であることを踏まえると少ないです。区民が納得する目標値や評価理由に再考した方が良いと思います。
- 事務局 いただいたご意見を所管課と共有し、評価理由の加筆修正を調整していきます。

- 進行役 事業 19 の区役所における女性活躍の推進について、実績と最終年度の目標に乖離がありますが、総括欄では「受験率の向上により一層取り組んでいく必要がある。」と表現が抽象的なので、具体的な取組、方策を記載すべきと思います。
- 事務局 この部分の記載についても所管課と改めて調整したいと思います。
- 委員 係長職の男性女性の割合については顕著な差がありませんが、管理職になると差が顕著になります。その点について、見解等があればお聞かせください。
- 事務局 係長職の割合 43.8%に対して、管理職の割合が 18.4%とギャップが大きくなっている実態がある以上、より一層女性も働きやすい環境の整備を進めていく必要があると考えております。本日のご意見を人事部門に伝え、今後の取組に生かしてまいります。
- 進行役 次に、目標Ⅲ「すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり」についてご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。
- 委員 事業 56 の地域の見守り体制の充実について、令和 3 年度は 9,009 人の方におたっしゃ訪問を実施したとのことですが、計画期間の各年度についても、実績数値の記載があると良いと思います。
- 事務局 過去の数値がないとわかりづらいところもありますので、所管課と調整したいと思います。
- 進行役 続いて、Ⅳ「計画のさらなる推進のために」についてご意見ありますでしょうか
- 委員 事業 65 の特定事業主行動計画の推進について、男性の育児休業取得推進のため、区から積極的な働きかけをしており、とても良いと思いました。
- 進行役 平均何日取得したなど育児休業の取得日数も記載すると良いかもしれません。
- 事務局 いただいた意見を踏まえ、平均取得日数の記載など所管課と調整しながら工夫していきたいと思います。
- 委員 平均にすると、一部の人が多くの日数育休を取っていた場合に、実態よりも高く数値がでるため、中央値をとるなどの工夫が必要だと思います。
- 進行役 本日いただいた主な意見として、評価理由について具体的なもの、根本に生かせそうなものを書くといい、コロナの影響を受けた事業について工夫したこと等があれば記載すると良い等の意見が出ました。本日いただいたご意見は、事務局がまとめ案を作成し、委員にご確認いただきますようよろしくお願いいたします。
- 3 議題 (2) 「(仮称) 杉並区パートナーシップ制度」のあらまし (たたき台) について
- 事務局 パートナーシップ制度のあらまし (たたき台) について、男女共同参画担当課長から説明。
- 進行役 ただ今の説明について、ご質問・ご意見をお願いします。
- 委員 参考資料 1 の「都内自治体のパートナーシップ制度一覧」の制度の種類を見ると、宣誓、届出、証明といった種類がありますが、届出した理由をお聞かせ下さい。
- 事務局 このたたき台を作成するまでの間に、性的マイノリティの当事者団体の方々と懇談する場を設けており、通常の婚姻制度は宣誓ではなく届出であり、パートナーシップ制度でも同様に取扱うことが望ましいという考えで一致しております。このように、現在の婚姻制度とのバランスを考慮し、宣誓制度ではなく、届出いただいたものを証明する形としているものです。
- 委員 東京都のパートナーシップ制度がある中で、区として制度を創設する意義をお教えいただきたい。
- 事務局 住民に最も身近な基礎自治体が自律的に制度をつくる意義は大きいと考えております。また、東京都の制度と杉並区の制度 (たたき台) には相違点があります。東京都の制度は、パートナーの一方が都内在住、在勤、在学としており、事実婚は対象としていません。一方で杉並区は、パートナー双方が区内在住であることを住所要件とし婚姻制度を利用しづらい事実婚をも対象としていく考えです。
- 委員 区は制度の中身を深掘りし、都は対象を広くしているので、利用者が選択をすることができるものと承知しました。
- 委員 パートナーシップ制度でのカバーが難しい問題として、里親になることが挙げられると思います。多くの自治体のパートナーシップ制度では、里親、養子の親になるという点までカバーされていません。大阪市等の一部自治体では、里親の認定に当たっての資格要件にパートナーシップ制度を加えているようですが、杉並区ではどのような検討をしていますか。

- 事務局 里親については、児童相談所設置自治体の事務として、現在、東京都の事務になっています。当区では、令和 8 年度に所定の手続きを得た上で区立児童相談所を設置することとしております。いずれにせよ、ご意見は所管課と共有いたします。
- 委員 パートナーシップ制度を利用して同性婚をした知人がいますが、「子どもを育てる」という選択肢がないと言っていました。里親も制度の対象となれば、「家族を作っていく」という意味で先進的な制度となると考えますので、ぜひご検討いただきたいと思います。
- 委員 パートナーシップ制度で問題視されていることの一つに、病院にパートナーが入院した際の医療行為の許諾、病状の情報開示などが同性婚では認められないことがあると思います。制度を創設しても、そのような所に波及しなければ意味がないと思いますが、その点について今後の展望をお聞かせください。
- 事務局 制度の運用について当事者団体の方と懇談をした際に、医療や不動産についてお困りになっていらっしゃるとお話をいただいております。不動産について、宅建協会や町の不動産業者等に制度の趣旨を説明し、ご理解いただけるよう取り組んでいきたいと思っています。医療についても、杉並区には医師会があり定期的な会議を行っておりますので、ご理解いただけるよう説明をしていきたいと思っています。
- これらの事業者へのアプローチは、東京都とも連携しながらしっかり行っていく必要があると考えております。
- 委員 異性の事実婚も制度の対象に含んでいる点において、たたき台の内容は先進的であると思いますが、杉並区以外で事実婚を対象としている自治体はあるのでしょうか
- 事務局 特別区ではありませんが、都内では、武蔵野市と国立市が行っていると認識しております。
- 委員 事実婚の方も、医療関係等様々な場面でお困りになっておりますので、積極的に制度を周知していただきたいと思います。
- 委員 杉並区の制度（たたき台）は、対象者が「性的指向・性自認を問わない（戸籍上の異性間を含む）」となっている点や、子の名前の併記を可能にする等、他の自治体よりも対象を広くしており、とても良いと思います。国の制度はなかなか変わらないので、基礎自治体で積極的に取組を進めていただきたいです。
- 次に、パートナーシップ制度の根拠規定について、各自自治体が条例又は要綱を根拠にしていますが、条例を設置する杉並区の制度創設までの流れについてお聞かせください。
- 事務局 パートナーシップ制度を設置している都内 16 区市のうち、条例を根拠規定としているのは 5 自治体です。条例と要綱の相違点ですが、要綱は、区議会の議決は必要なく区長の権限で制定、改廃することができ一方で、条例は制定、改廃に区議会の議決が必要であり、法規であるため、法的拘束力があります。次に、制度創設までの流れですが、2 月～3 月にかけて開催される第 1 回定例会で、条例案を提出する予定です。それに先立ち、11 月に開催される第 4 回定例会にて、条例と制度の骨子案を示します。12 月には、これらの骨子案に対する区民意見を募集し、また区民説明会も開催いたします。区民の意見を反映させた上で条例案を第 1 回定例会に提出したいと考えております。
- 委員 仕組みとしてパートナーシップ制度が創設されることは大変良いことだと思います。しかし、この制度ができるまでの間、当事者の方々は様々な所で苦しんでいます。制度をつくるだけでなく、当事者の方が感じていた苦しみや生きづらさ等を取り上げる機会を設けるべきではないでしょうか。
- 事務局 この間、区では、当事者の方を講師にした講演会や、パンフレット、チラシ、区のホームページ等を活用して、性の多様性に対する理解啓発活動を続けていました。このような取組を継続し、「当事者の方の悩み」「私たちにできること」等を伝え、性の多様性が尊重される地域社会の実現を目指したいと考えております。
- 進行役 基礎自治体としてパートナーシップ制度を創設する意義、当事者団体の聞き取りから明らかとなった医療や不動産の課題、里親の問題等幅広いご意見がでたと思います。当事者の心に寄り添った制度になると良いと思います。

○委員 議題3(2)全体を通して3点意見があります。1点目は、制度の周知方法についてです。区は広報すぎなみ等で区政の情報発信をしているとの認識ですが、他にも様々な方法で情報発信を行わなければ、情報に偏りが生じてしまうと危惧しております。2点目は、法規についてです。婚姻制度はすでに民法で規定されているものですが、区として条例を制定することでどこまで同性婚の方を保護できるのでしょうか。これは法律専門家の委員にお答えいただければと思います。3点目は、当事者への支援についてです。先ほど「制度をつくるだけではなくて、当事者のこれまでの苦しみや不条理を理解する場を設けてほしい」との意見がありましたが、事務局の取組としては講演会等を行うということによろしいでしょうか。

○委員 2点目についてお答えします。法形式には憲法→法律→条例という優劣関係があります。条例は、法律と同様に議会の議決を得なければ制定することができない立法であるため、要綱よりも強い規範となります。民法に規定している婚姻の機能を一定程度もたせる制度ですので、私も要綱ではなく、条例を制定すべきだと思います。

○事務局 1点目と3点目についてあわせてお答えします。パートナーシップ制度に限らず、どのような制度も作ることがゴールであるはずはありません。条例制定後は、区の広報紙、ホームページ、SNS等様々な媒体を活用しながら周知を行い、性的マイノリティの当事者だけでなく、幅広い区民、事業者の理解が得られるよう努めてまいりたいと思います。

○委員 広報について、町会では、回覧板、掲示板等で周知に協力していく体制を準備しております。町会も高齢化などにより衰退が進んでいる状況ですが、「必要なことを区民の皆様へ広めよう」という思いで活動を続けておりますので、有為に活用していただきたいと思います。また、町会の若いお父さんやお母さんはSNSを駆使して、広報活動をしております。そのようなところを活用して、区民に周知をしていただきたいと思います。

4 連絡事項等

○事務局 次回の区民懇談会のスケジュール等について説明(省略)

5 閉会